

平成 29 年度税制改正（法人所得に係る課税項目 その1）

1. 所得拡大促進税制の拡充

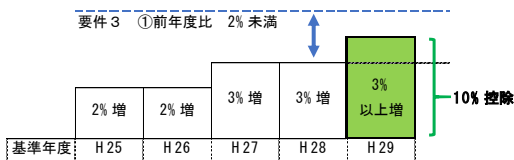
所得拡大促進税制は、平成 25 年度の税制改正で創設され、政策目的としての賃上げの達成のため、創設から毎年見直しがされています。この税制は、基準年度（平成24年）と比較して、給与等支給額が一定割合増加している等の要件を満たした場合に、給与の増加額の 10%の税額控除ができる制度です。

平成 29 年度の改正では、制度の要件を満たす賃上げを行う企業に対して、より控除額を拡充する形で見直しが行われています。特に中小企業に対して、平均給与等の支給額が前年度より2%以上増加する場合、給与等支給総額が前年度を超える部分について、従前の税額控除額の 10%に加えて 12%の控除を上乗せされます（つまり、増加額部分は計 22%の控除が可能）。※ただし、法人税額額の 20%が上限（中小企業）。

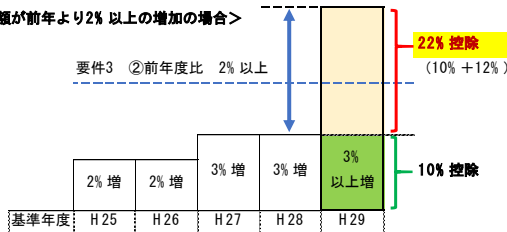
現行制度		改正
要件1 給与等支給額の総額 平成24年度から一定割合増加	➡	要件1 従前と同様
要件2 給与等支給額の総額 前事業年度以上	➡	要件2 従前と同様
要件3 平均給与等支給額 前事業年度を上回る	➡	要件3 平均給与等支給額（改正）
給与等支給額の増加額の10%を税額控除 （法人税の10%（中小企業は20%）が上限）		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※所得拡大促進税制の効果※</p> <p><中小企業> ①2% 未満：税額控除10%可能 ②2% 以上：前年度からの増加額に対して 税額控除を12% 上乗せ</p> <p><大企業> ・2% 未満：要件不適用 税額控除なし ・2% 以上：前年度からの増加額に対して 税額控除を2% 上乗せ</p> </div>

中小企業の所得拡大促進税制のイメージ

<平均給与等支給額が前年より2% 未満の増加の場合>

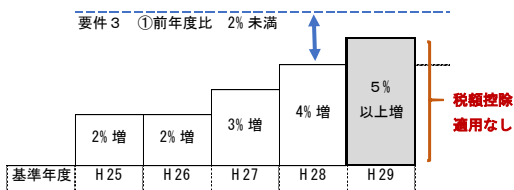


<平均給与等支給額が前年より2% 以上の増加の場合>

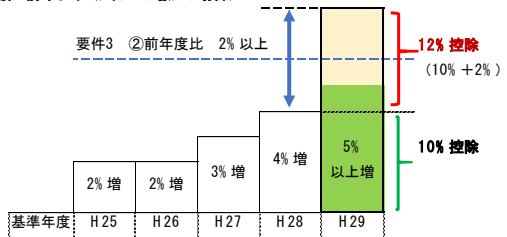


大企業の所得拡大促進税制のイメージ

<平均給与等支給額が前年より2% 未満の増加の場合>



<平均給与等支給額が前年より2% 以上の増加の場合>



大企業に比べて、中小企業をととても優遇する税制改正となっています。これは、事業主の負担する社会保険料（法定福利費）が年々増加してきており、賃上げを行うことに伴い、事業主側の費用負担がより増加する傾向にあるため、賃上げを行う体力が劣る中小企業に税制面でその不足部分の補完するためです。



人件費は後の年度に継続して影響を与えるため、節税効果のみを検討せず、将来の事業計画を含めて総合的にその効果を検討することが求められます。

@ 3月の予定

- 3/10 ・ 2月分源泉所得税
 - ・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 3/31 ・ 1月決算法人の確定申告
 - ・ 4,7,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

